

平成25年6月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち密閉式（BF式）ガスふろがま（都市ガス用）1件）                      | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちIH調理器2件、エアコン（室外機）1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち携帯電話機1件）      | 1件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件無し |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号A201101110及びA201200222を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、川船<sup>かわふね</sup>  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300212	平成25年6月15日	平成25年6月24日	密閉式(BF式)ガス ふろがま(都市ガス 用)	31-541	リンナイ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	兵庫県	6月17日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済事故 6月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101110	平成24年3月2日	平成24年3月15日	IH調理器	SIC-1400B(W)	サナーエレクトロニクス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の制御基板の電源入力部周辺の焼損が著しいことから、当該部付近から出火したものと推定され、製品に起因する事故と考えられるが、電源入力部の銅箔(パターン)が焼失していたため、事故原因の特定には至らなかった。	京都府	平成24年3月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200222	平成24年6月11日	平成24年6月22日	エアコン(室外機)	AU-D20DHU	シャープ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の長期間(約18年)の使用により、圧縮機(コンプレッサー)のコンデンサーの端子が徐々に腐食して接触不良が生じたため異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	沖縄県	平成24年6月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201300213	平成25年6月11日	平成25年6月25日	IH調理器	S51EB1K	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	6月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300214	平成25年6月4日	平成25年6月26日	携帯電話機	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

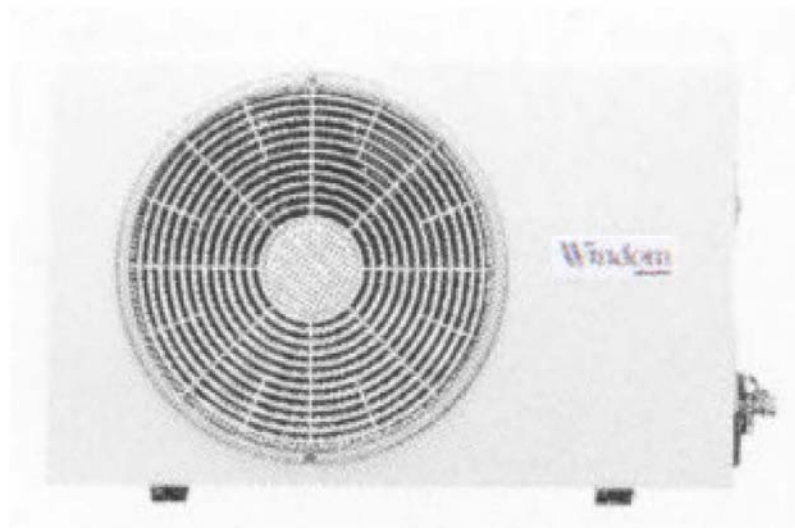
### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

I H調理器（管理番号：A201101110）



エアコン（室外機）（管理番号：A201200222）



I H調理器（管理番号：A201300213）

